

(設置)

第1条 三豊市の観光振興の基本指針となる三豊市観光基本計画(以下「計画」という。)を策定し、及び進捗状況の評価、検証等を実施するため、三豊市観光推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の評価、検証等に関すること。

(構成)

第3条 委員は、観光振興や経済情勢について知見を有する者から市長が委嘱する。

2 委員は10人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再委嘱することができる。

(役員)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

(役員を選出方法)

第6条 委員長は委員の互選により選出するものとし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

(役員職務)

第7条 委員長は、委員会の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報償及び費用弁償)

第9条 市長は、委員に報償及び費用弁償を支給することができる。

2 報償の額は、日額8,000円とする。ただし、会議が4時間に満たない場合は、日額の半額とする。

3 前2項に規定する報償及び費用弁償の支給方法は、[三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例\(平成18年三豊市条例第55号\)](#)の規定を準用する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、政策部産業政策課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年3月1日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 この告示による最初の委員会の会議は、第8条の規定にかかわらず、市長が招集する。